

原子力災害からの復興に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力災害からの復興に関する要請書

福島第一原子力発電所事故により、極めて広い範囲に甚大な被害が発生しましたが、被災地における復興への懸命な取組により、昨年9月には全町避難の状況にあった楢葉町の避難指示が解除されるなど、一部の地域では復興が進捗しております。

しかしながら、既に5年が経過した今もなお、帰還困難区域における復興の見通しは不透明であり、未だ多くの方々が避難生活を余儀なくされている事実を重く受け止めなければなりません。

国は平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置付け、更なる復興の取組を進めることとしておりますが、避難生活の長期化によって新たな課題も生じてきており、被災地に必要な支援は極めて多岐にわたっております。

また、復興の大前提である福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策を確実に進めていくためには、国内外の英知を結集して、安全かつ早期に廃炉が完了するよう、国が前面に立って全力で取り組む必要があります。

決して福島第一原子力発電所の事故を風化させてはならず、関係省庁が一体となって被災地に即した取組を進め、必ず復興を成し遂げなければなりません。

国策が甚大な災害を招いた責任を強く自覚し、国が責任を持って、次の事項に速やかに取り組むよう強く要請いたします。

平成28年4月20日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 淵上隆信

1 被災地の復興について

- (1) 復興に長期間を要する原子力災害の特殊性を十分に踏まえ、「復興・創生期間」終了後も含め、将来にわたって必要な財源を確保し、各種の復興事業を加速させること。
- (2) 被災自治体が策定した復興計画を着実に進めるために必要な復興施策の実施に、責任を持って取り組むこと。
- (3) 復興・再生の原動力となる「イノベーション・コースト構想」の早期実現のため、関係省庁が連携して拠点施設の整備を強力に進めること。
- (4) 復興拠点へのアクセス道路やインターチェンジ、港湾、鉄道など、復興の進捗に大きく関わる基礎的インフラを早期に整備すること。
- (5) 復興公営住宅の整備を加速させるとともに、住宅を再建した際の支援を充実させるなど、住民が安心できる、安定した住環境の整備に努めること。
- (6) 帰還後の安心した生活に不可欠な医療・介護施設や、にぎわいの創出に必要な商業施設、魅力ある町づくりに必要なスポーツ施設などの整備に対する支援を強化すること。
- (7) 研究機関の整備や新たな企業の誘致などによる雇用の創出に取り組むとともに、新規開業や営業再開を行う事業者に対し、経営が安定するまでの期間について、必要な支援を行うこと。
- (8) 住民票の移動の有無により被災者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

2 除染・中間貯蔵施設について

- (1) 除染にあたり、事故前の環境に回復させることが基本との認識に立ち、帰還困難区域についても早期に計画を示した上で、着実に除染を進めること。また、住民の生活にも密接に関わる山林やため池などについても、徹底的に除染を行うこと。
- (2) 除染後のモニタリングやフォローアップ除染に継続的に取り組み、住民の不安の解消に努めること。
- (3) 帰還困難区域内で発生する一般廃棄物の処理について、責任を持って取り組むこと。
- (4) 中間貯蔵施設の受入れに関し、被災地が苦渋の判断をしたことを重く受け止め、早急に体制を強化し、地権者に対して誠意を持って説明を行うこと。
- (5) 中間貯蔵施設への汚染土壌等の搬入にあたっては、万全の安全対策を講じ、住民の不安の払しょくに努めること。

3 損害賠償について

- (1) 事業者に対して、被災者の立場に立った迅速かつ確実な損害賠償を行うよう、強く指導すること。また、被災者が生活再建を果たすためにも個別の事情について柔軟に対応し、誠意ある賠償を行うよう指導すること。
- (2) 福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対して、実態に即し被災者が納得できる損害賠償が実行されるよう、紛争審査会の定める指針を不断に見直すこと。
- (3) 事業者に対して、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう厳格に指導するとともに、和解仲介の実効性を確保するための必要な法整備等を行うこと。

4 住民の健康管理などについて

- (1) 長期の避難生活やコミュニティの分散などによる被災者の精神的負担に対し、心のケアの取組を長期的に行うこと。
- (2) 事故による放射線の影響について、国民に対して正しい情報を発信し、被災地に対する風評の払しょくに積極的に取り組むこと。

5 復興に係る体制の強化について

- (1) 現地における復興や、除染及び中間貯蔵施設整備を加速させるため、関係省庁の現地事務所の開設及び人員の強化を図ること。
- (2) 復興庁の期限やその後の在り方を検討し、長期にわたる復興に対して責任ある体制を早期に示すこと。
- (3) 被災自治体に対し、専門的知識を有する職員をはじめとした人員の確保のための支援を、中長期的に行うこと。

6 福島第一原子力発電所の安全確保について

- (1) 福島第一原子力発電所の廃炉や汚染水対策等について、事業者任せにすることなく、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ着実に行うこと。
- (2) 福島第一原子力発電所におけるトラブルが再び大きな事故につながり、被災地の復興や住民の帰還に遅れをきたすことのないよう、事業者に対して厳格な安全管理と速やかな情報公開を徹底するよう指導すること。
- (3) 長期にわたる福島第一原子力発電所の廃炉が円滑に進むよう、事業者とともに作業従事者の計画的な確保に取り組むこと。

- (4) 事業者に対して、福島第一原子力発電所における作業従事者の健康管理を徹底するとともに、安全な労働環境の確保や、教育・訓練の充実等により、作業中の事故を未然に防止するよう指導すること。
- (5) 福島第一原子力発電所敷地内に仮置きされている高線量ガレキや使用済燃料及び燃料デブリ等の取扱いについて、その方針を明らかにすること。